

令和5年12月22日

保護者各位

愛知淑徳中学校・高等学校

校長 錦織清邦

教育職員等による生徒性暴力等通報・相談窓口の設置について

日頃より、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年4月1日より「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」が施行されました。重ねて令和5年10月20日に公表された「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」という文部科学大臣メッセージを踏まえ、年内を目途に、本校においても児童生徒性暴力等の通報及び相談を受け付けるための窓口を設置するとともに、当該相談窓口等について本校の教職員等及び生徒・保護者への周知を行うことといたしました。

児童生徒性暴力等の通報窓口としましては、中学校・高等学校の校長・副校長、相談窓口としましては保健室の養護教諭といたします。対面や電話による相談もできます。友人やクラスメイトが被害を受けた場合も相談できます。

本校では教職員が、指導上やむを得ず生徒と一対一になる場合には、管理職に報告することを徹底し、メールやSNSで個人的なやり取りを行わないよう指導しております。なお、不用意な身体接触も教職員として望ましくないものですが、保健室での対応や体育の授業、救急時においてなど、生徒の生命身体を守るための介助等は当然必要な指導と考えております。

ご家庭におきましても、学校生活における出来事などについて、話し合いを持ったりする中で、何かお子様について気がかりな点があれば、ご遠慮なくご相談ください。